



## 注意事項

注1 グループ生命保険を中途解約（保障期間：7月1日～翌年6月30日）された場合、その年度の配当金還付（剰余金の生じた場合）はありません。保障期間をもって解約される場合は、毎年3～4月の一斉募集時に提出してください。

注2 医療保険「終身保障型」を解約される方は、解約請求書のご記入日から2週間以内の被保険者の住民票を添付してください。なお、契約者と被保険者が同一の場合は、住民票に代り、運転免許証や健康保険証のコピー（両面）でも可能です。

※医療保険の同じ終身保障型である「セルフガード」「ワイド」「ベスト」については住民票の添付は不要です。

注3 **一斉募集の際に解約される場合には、（その年の）申込締切日までに提出してください。**一斉募集時の場合、保険料払込中止年月日はグループ生命保険、団体終身保険、年金保険、積立終身保険、医療保険については（その年の）6月、団体傷害保険については（その年の）7月とご記入ください。

一斉募集以外の期間は、保険料払込を中止しようとする月の前月の**20日**までに提出してください。（20日が土日祝日の場合は前日となります。）

※ 解約日 団体傷害保険…保険料の払込を中止した月の前月の末日（当月払い、当月保障）

その他保険 …保険料の払込を中止した月の末日（前払い、翌月保障）

ただし、医療保険については解約請求書右上の「解約日」欄にご記入いただいた場合に限り、ご記入のない場合は、保険会社受理日が解約日となります。

また、2つ以上の保険を解約される際、払込中止年月が異なる場合は、払込中止年月ごとに本解約届を分けてご提出ください。